

第3章 関係法令

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(管理基準)

第3条2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

○家畜排せつ物法に基づく管理基準

- ・ふんなど固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等污水が浸透しないもの）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
- ・尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
- ・家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- ・管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
- ・家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

(勧告及び命令)

第5条 都道府県知事は、指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該当事者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第15条 第5条第2項の規定による命令に違反した者は、**五十万円以下の罰金に処する。**

○水質汚濁防止法

第12条 排水水を排出するものは、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

第31条 第12条第1項の規定に違反した者は、**六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。**

【畜産業に係る排水基準】

水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数	アンモニア等
5.8 以上 8.6 以下	120mg/L 以下	150mg/L 以下	3,000 個 / 以下	500mg/L 以下 (令和4年6月末日まで)

○施設の新築や増築、改築を行う際は下記の法令手続きの必要性を確認し、遵守してください。

- ・建築確認の手続き
- ・悪臭防止法に基づく届け出
- ・水質汚濁防止法に基づく届け出
- ・農業振興地域や農地である場合は、農地関係の申請手続き

引用：事例解説集：悪臭苦情を減らすために～養豚・酪農経営をささえる技術と知恵～財団法人畜産環境整備機構 平成23年3月17日発行
日本型悪臭防止最適管理法 (BMP) の手引き 一般財団法人畜産環境整備機構 平成29年3月31日

- 鹿屋市畜産環境の手引き -

第1章 鹿屋市の畜産経営の状況



1 鹿屋市の農業

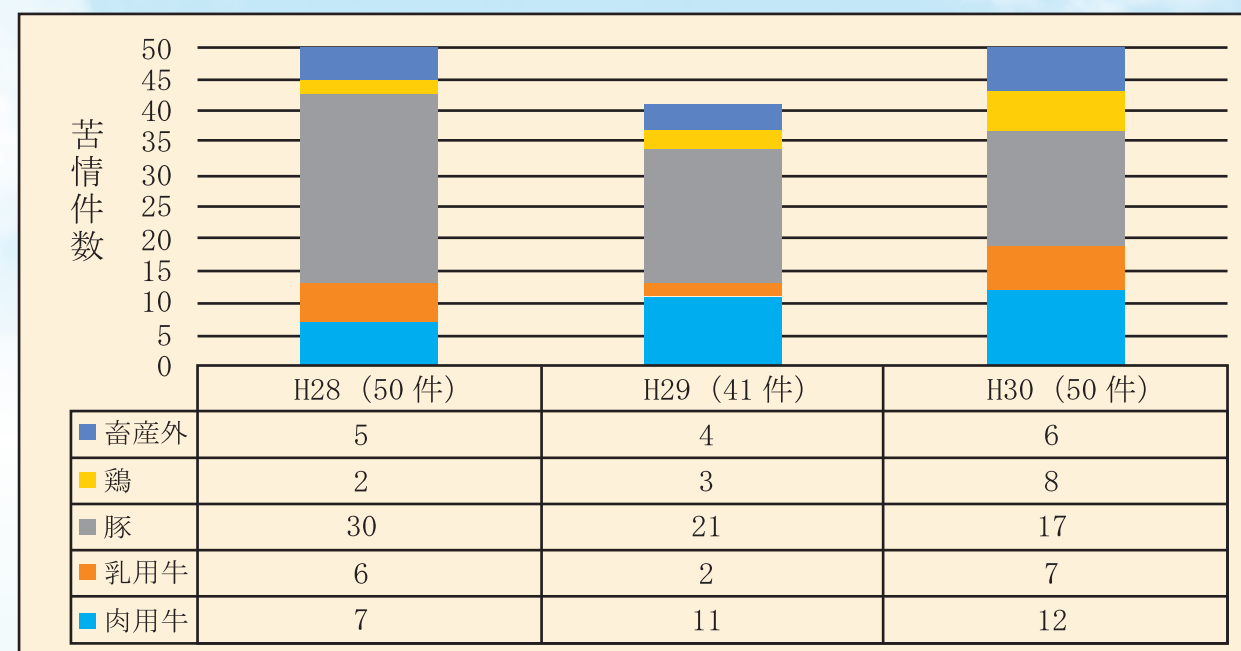
鹿屋市の農業は、北部の高隈山系と南部の国見山系周辺の中山間地域、中央部の笠之原台地を中心とする台地部、河川周辺の平野部で営まれており、基盤整備事業や畑地かんがい事業で整備された施設を利用して、安定的な農業が営まれています。

畜産業においては、温暖な気候と、生産者の熱意により、黒毛和牛や黒豚・白豚の生産地として、全国有数となっています。

2 畜産環境苦情の発生件数

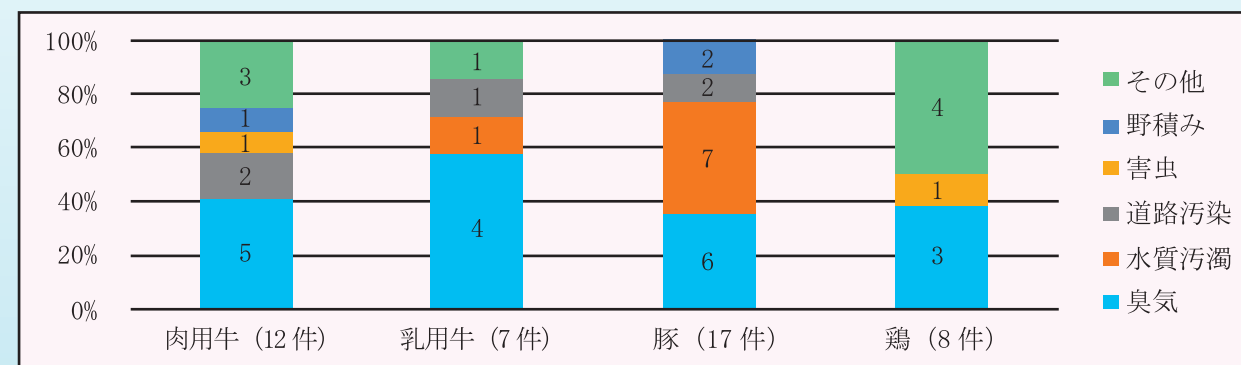
近年における鹿屋市の畜産環境苦情の発生件数は、横ばい傾向となっています。家畜ごとにみると、養豚に関する苦情が多く、次いで肉用牛、養鶏または、乳用牛の順番となっています。

なお、鹿屋市の統計調査によると、肉用牛及び、豚の1戸あたりの飼養頭数は、年々増加しており、経営の大規模化が進んでいます。



3 畜産環境の苦情内容

苦情内容を分類すると、いずれの家畜においても、臭気に関する苦情が目立ち、30%以上を占めています。臭気苦情の発生原因としては、農場・畜舎が汚れる事によるもの、たい肥散布後の耕運遅れによるものなどがあります。近年、田畑に囲まれた畜産農家や牧草地等の近くに、新たに住宅地が開発され、新規に住民が移り住むことで、苦情が発生する事が多くなっています。



※H30年度件数

第2章 畜産環境対策

1 家畜排せつ物の管理の適正化

(1) 畜舎の定期清掃（日常清掃）

畜舎の床がふん尿で汚れていると臭気の発生が強くなります。畜舎の定期清掃により、畜房にふんを残さず、湿った環境を作らないことが、効果的な臭気対策になります。

【牛】

- ・オガクズ、モミガラなどを敷料として利用すると、臭気低減に効果があります。
- ・パドックでは除ふんをこまめに行いましょう。

【豚】

- ・ふん尿は速やかに畜舎内から除去し、処理施設等に搬出しましょう。
- ・臭気は湿った状態で発生しやすいので床面はきれいに清掃し乾燥させましょう。
- ・床下に溜まったふん尿は、できるだけ頻繁に水洗いし、かき出しましょう（スクレーパー）。
- ・家畜の体表面にふん尿が付着していると、家畜の体温で体表面のふん尿の分解が速まり、臭気やダスト発生の原因になります。家畜の体がふん尿で汚れないようにしましょう。



(2) 家畜ふん尿の管理

豚舎や牛舎の清掃は良くても、畜舎外へのかき出し後のふんの堆積時間が長いと、不快で強い臭気が発生します。堆肥舎へ定期的に移動させ、その後の堆肥化を行う事が重要です。

【牛】

- ・畜舎周辺や屋根に降った雨水が堆肥舎に流れ込むと貯留容量不足となったり、排汁が流出しやすくなるので、雨水はふん尿と混ざらないように溝を掘る、傾斜をつけるなどして側溝へ流して排水しましょう。

【豚】

- ・ふん尿処理施設は、飼養規模、処理量、放流量等を十分考慮して、常に適正に維持管理しましょう。過小な規模の施設では、有り余ったふん尿が溢れたり、処理が上手くいけなくなり臭気発生の原因になります。ふん尿量に見合った施設規模かどうか、設計条件などを再確認しましょう。 ※処理能力以上の飼養は地域環境に悪影響です。
- ・堆肥舎には十分な容量の排汁（貯留・堆積したふん尿から流れ出た排汁）溜めを造って、排汁を回収し貯留しましょう。
- ・排気ファンやシャッターのダスト・ゴミを定期的に清掃し、ファンの換気性能を維持しましょう。
- ・開放型畜舎では、風下に臭気やダストが運ばれるので、風向や風速を考慮して遮へい壁を設置することによって臭気低減に効果があります。密閉型畜舎では排気口への遮へい壁の設置が臭気低減に効果があります。



写真：排気口への遮へい壁の設置

2 臭気対策

(1) 堆肥等のかく拌作業における臭気対策

堆肥等のかく拌のタイミングは周辺に考慮し、風向きに注意して、上昇気流の起きている午前中に行うことも対策の一手です。

【全畜種】

- ・適切な農地散布量を把握し、過剰な堆肥散布は慎みましょう。過剰に散布すると分解せずに残存した堆肥等が臭気発生の原因になり、土壌や作物にも害を及ぼします。
- ・散布後は、臭気やハエ防止のため、すぐに鋤（すき）込みましょう。
- ・臭気が発生する散布等の作業については事前に周辺住民に連絡するほうが苦情対策になります。
- ・高温・高湿の日、また、週末や休日など屋外に人出のある日は、散布に注意が必要です。さらに、住宅地や公共施設の近くの地域に向かって風が臭気を移動させる時は注意が必要です。
- ・家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜しつ病の病原体が拡散する可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬手法・ルートを検討等に努めましょう。
- ・液状ふん尿は低圧力でなるべく地表面近くに散布し、散布後すぐに鋤（すき）込みましょう。



写真：マニユアスプレッダーによる堆肥の散布



写真：液状ふん尿（スラリー）の散布

(2) 植栽等の設置による臭気低減対策

【全畜種】

- ・畜舎周辺の樹木や灌木（かんぼく）、防風林などの植栽は、バイオフィルターの役割を果たし臭気低減の効果があるとともに、景観美化により臭気の低減効果があります。
 - ・樹木によるアンモニア除去能力は樹種によって差があり、ツゲ、ヒバ類、サンゴジュなどが高く、どの樹種でも明条件のほうが暗条件より高いアンモニア除去能力を示します。 ※明条件は光が当たる条件のこと
 - ・アンモニア除去能力に加えて、生育が早く、萌芽（ぼうが）力が強く、管理が容易で、値段が安いことなどの樹木の特性が重要です。
- 総じて、サザンカやサンゴジュなどが適しています。



3 衛生害虫（ハエ）等の対策について

家畜ふん尿が溜まったままの場所、飼槽の食べ残しや通路などに落ちて溜まったところ、畜舎の隅、水分調整不十分の堆肥舎など、いろいろなところに発生源があります。

- ・できれば毎日、少なくとも1週間（ウジが成虫になる前に）で、除ふんや、清掃を行いましょう。
- ・家畜ふんは、堆肥舎やコンポストで素早く堆肥にしましょう。堆肥の発酵熱でウジは死ぬため、水分調整を行い、1週間に1度は切り返しましょう。